

(案)

〔 明 朝 体： これまでに決定していること
ゴシック体： 今回新たに確認したいこと 〕

大規模学術フロンティア促進事業の年次計画の変更について

大規模学術フロンティア促進事業（以下「フロンティア事業」という。）の進捗管理については、本作業部会（第 7 1 回）において、別添 1 のとおり、「学術研究の大型プロジェクトの推進方策の改善の方向性」（平成 2 9 年 3 月本作業部会決定、以下「改善の方向性」という。）や現在の財政環境等に基づく課題を整理の上、今後これらの課題に実施機関である法人が主体的に対応するよう促すことを確認した。

このことを踏まえ、別添 2 のとおり、平成 3 0 年 4 月 2 3 日付けで事務連絡「大規模学術フロンティア促進事業」の進捗管理の徹底について」（以下「事務連絡」という。）を、本作業部会から実施機関宛てに送付し、

- ・ 実施機関側から、財政環境や予期せざる事由の発生等を理由として年次計画の変更の申出をいただき、作業部会において審議
- ・ 作業部会において、進捗評価等を踏まえ、実施機関側から意見を伺いつつ年次計画を変更

という 2 つの方法により、年次計画の変更を進めていくこと及び実施機関において年次計画の変更について検討することを、連絡及び依頼したところである。

(1) 実施機関からの申出に基づく年次計画の変更について

- 今後実施機関から年次計画の変更の申出があった場合、別添 3 「大規模学術フロンティア促進事業の年次計画の変更・見直し等の手続きについて」を踏まえ、本作業部会としてその内容の変更を審議し、決定する。

(今回の確認事項)

- 今回の年次計画の変更の審議方法について、上述の課題に対して実施機関がどのように対応しているのか確認するため、以下のとおりとする。

	今回の審議方法	従来の審議方法
資 料	○新・旧の年次計画 ○年次計画の変更に関する説明書	○新・旧の年次計画
説 明	○事務局から説明 (ただし、実施機関に確認を要する点があれば、適宜ヒアリングを実施)	○事務局から説明
審議の観点	○従来 of 観点に、期末を見据えて安定的・継続的に推進できる計画となっているかという観点を加えて審議	○年次計画の内容の変更について、その要因に照らし、一定の妥当性が認められるか審議

(2) 進捗評価を通じた年次計画の変更について

- 平成30年度にはプロジェクトの中間的な達成度を確認するための進捗評価を実施することとしている。
- この進捗評価において、「情勢の変化があった場合の対応は適切に行われているか。」という評価の観点に照らし、
 - ・ 実施機関による財政環境への対応が適切に行われたかどうか、
 - ・ 期末まで安定的・継続的にプロジェクトを推進することができるよう年次計画の内容の変更等が行われたかどうか
を確認する。
- 確認の結果、これらが十分に行われていないと判断した場合、作業部会において、実施機関側から意見を伺いつつ年次計画の内容を変更。

(3) その他

- 以下の年次計画の変更を併せて行う。
 - ・ 期末評価の実施時期を年次計画が終了する年度の翌年度に設定すること
 - ・ 従前の「中間評価」を「進捗評価」に統一すること
 - ・ 「30m光学赤外線望遠鏡「TMT」計画の推進」及び「大型光学赤外線望遠鏡「すばる」の共同利用研究」の進捗評価の実施時期を平成31年度に設定すること

(今回の確認事項)

- 以上の年次計画の変更及び進捗評価のスケジュールを、資料4「学術研究の大型プロジェクトに関する作業部会に関する当面のスケジュール(案)」のとおりとする。

(学術研究の大型プロジェクトに関する作業部会 (第71回) 資料2)

「大規模学術フロンティア促進事業」の進捗管理における 課題の整理

1. 経緯

- (1) 大規模学術フロンティア促進事業(以下「フロンティア促進事業」という。)の進捗管理については、2017年3月の作業部会で取りまとめた「学術研究の大型プロジェクトの推進方策の改善の方向性(以下「改善の方向性」という。)において、
- ・ フロンティア促進事業によるプロジェクトの支援期間は、年次計画の最終年度までとし、継続して発展的に行う計画(以下「後継計画」という。)がある場合には、当該計画について別途ロードマップに掲載され、事前評価を受けるものとする
 - ・ 年次計画の策定期間については、10年以内を原則としつつ、大型施設計画については、施設整備後の運用年数も勘案し、適切な年限を別に定めることも可能とする
 - ・ 進捗評価と中間評価を「進捗評価」に一本化し、状況に対応した適切な評価を行うこと
 - ・ 期末評価はフロンティア促進事業で定める年次計画終了後に行うこと等が確認されている。
- (2) また、現行の「フロンティア促進事業」の支援を受けるプロジェクトの年次計画について、
- ① 年次計画に対する実施機関側の費用推計額が財政環境を適切に反映していないもの(全プロジェクト)
 - ② 実施機関側の予期せざる事由の発生のため年次計画に遅延が生じているもの(30m光学赤外線望遠鏡(TMT)計画の推進)
 - ③ 「改善の方向性」の考え方が年次計画に適切に反映されていないもの(後継計画:「大強度陽子加速器(J-PARC)」による物質・生命科学及び原子核・素粒子物理学研究の推進、期末評価の実施時期:全プロジェクト)が存在している。
- (3) 特に①については、実施主体である法人がマネジメント機能を発揮し、過

去の資源配分、将来的な見通しに照らして、年次計画の内容を変更するなど、法人において、財政環境への対応を適切に行い、期末まで安定的・継続的にプロジェクトを推進することができるよう、文部科学省から要請している。

2. 年次計画の適正化

(1) 諸般の状況の変化に応じて進捗管理を適切に行うため、年次計画の変更が必要となる場合の手段としては、以下のように整理してはどうか。

- ① 実施主体である法人がマネジメント機能を発揮し、今後の財政環境や予期せざる事由の発生等を理由として年次計画の内容の変更の申出を行った場合、作業部会において審議
- ② 作業部会が、進捗評価の結果、法人による年次計画の内容の変更等の状況が不十分と判断した場合、作業部会において、法人等から意見を伺いつつ年次計画の内容を変更。

(2) 1. (2) ①に対応する年次計画の変更については、以下のように進めてはどうか。

→ 実施主体である法人による対応を促し、その申出に基づき作業部会において審議。

また、今後の進捗評価において、「情勢の変化があった場合の対応は適切に行われているか。」という評価の観点に照らし、

- ・ 法人による財政環境への対応が適切に行われたかどうか、
- ・ 期末まで安定的・継続的にプロジェクトを推進することができるよう年次計画の内容の変更等が行われたかどうか

を確認し、その結果、これらの状況が不十分と判断した場合、作業部会において、法人等から意見を伺いつつ年次計画の内容を変更。

(3) 1. (2) ②に対応する「30m 光学赤外線望遠鏡 (TMT) 計画の推進」については、2017 年 1 1 月に実施した「大型光学赤外線望遠鏡「すばる」の共同利用研究」の進捗評価において、将来的に一体的な運用を目指している TMT 計画について、実施主体の予期せざる事由によって計画が遅延していることから、「今後時期を改めて進捗評価を行う」ことが明らかにされている。

→ 現在、2018 年度から現地における建設再開の目途が立っていることから、2019 年度に進捗評価を実施し、その結果を踏まえ、年次計画における終期の変更を行うこととしてはどうか。

(4) 1. (2) ③ (後継計画) に対応する「(「大強度陽子加速器施設 (J-PARC)」による物質・生命科学及び原子核・素粒子物理学研究の推進) については、

現行の年次計画において、終期が不明確なまま、期末評価を2018年度に設定。

→ 以下のように、年次計画における期末評価の時期の変更を行うこととしてはどうか。

- ・ 終期を2018年度とすると、「改善の方向性」において、「後継計画」がある場合は、ロードマップに掲載され、事前評価を受けることが必要となるが、当該手続は未実施。
- ・ 他方、「改善の方向性」と「ロードマップ2017」の策定期間が重なったため、取扱が不明確になったという特殊事情が存在。
- ・ また、科学技術・学術審議会の大強度陽子加速器施設評価作業部会において、2018年度前半に、「文部科学省における研究開発に関する評価指針」に基づく中間評価が実施される動きにも留意。
- ・ 従って、本計画については、この中間評価の結果も踏まえて速やかに進捗評価を行い、「改善の方向性」において、「大型施設計画については、施設整備後の運用年数も勘案し、適切な年限を別途定めることも可能とする」とされたことも勘案しつつ、年次計画における終期を再設定。
- ・ なお、当該計画の終期後の「後継計画」については、「改善の方向性」に基づき、「ロードマップ」において取り扱う。

(5) 1. (2) ③ (期末評価の実施時期) については、全てのプロジェクトに係る現行の年次計画が、「改善の方向性」において「期末評価はフロンティア促進事業で定める年次計画終了後に行うこと」とされたことを踏まえていないところ。

→ 「改善の方向性」を踏まえ、全てのプロジェクトの年次計画について、期末評価の実施時期を変更してはどうか。

事務連絡
平成30年4月23日

(送付先) 殿

科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会
学術研究の大型プロジェクトに関する作業部会
主査 小林 良 彰

「大規模学術フロンティア促進事業」の進捗管理の徹底について

「大規模学術フロンティア促進事業」(以下「フロンティア促進事業」という。)の進捗管理については、2017年3月、本作業部会として別添「学術研究の大型プロジェクトの推進方策の改善の方向性」(以下「改善の方向性」という。)を取りまとめ、支援期間の明確化や評価体制の強化による進捗管理の徹底を図ってきたところです。

しかしながら、本年度の文部科学省予算が対前年度より削減となるなど、一層、厳しい財政環境に直面しており、本作業部会においては、フロンティア促進事業の具体的な進捗管理の進め方について、再度検討しました。

その結果、全てのフロンティア促進事業について、①年次計画に対する実施機関側の費用推計額が財政環境を適切に反映するよう年次計画の適正化を進めさせていただくことになりましたこと、御理解いただければ幸いです。また、現行のフロンティア促進事業の年次計画のうち、②実施機関側の予期しない事由の発生のため年次計画に遅延が生じているもの、並びに、③「改善の方向性」の考え方が年次計画に適切に反映されていないものについても、年次計画の適正化を進めさせていただくことになりました。

今後の具体的な進め方としては、

- ・ 実施機関側から、財政環境や予期せざる事由の発生等を理由として年次計画の変更の申出をいただき、作業部会において審議
- ・ 作業部会において、進捗評価等を踏まえ、実施機関側から意見を伺いつつ年次計画を変更

という二つの方法により、年次計画の変更を進めて参りますので、貴法人が実施機関とされているプロジェクト(「プロジェクト名」)について、下記のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

なお、当該プロジェクトの終期後の後継計画を御検討いただく場合も、現行計画の進捗管理が重要となりますので、御了承いただければ幸いです。

記

- (1) 貴法人のプロジェクトを含むすべてのフロンティア促進事業が①に該当するため、貴法人においても、年次計画の変更について御検討いただき、その申出に基づき作業部会において審議させていただく。
さらに、今後の進捗評価において、こうした検討が適切に行われていたかを評価結果に反映させ、作業部会において年次計画を見直すことになる。
- (2) 期末評価を年次計画終了後に実施すること、及び従前の進捗評価と中間評価を進捗評価に統合することに対応していない計画については、③に該当するものとして、作業部会において所要の変更を行うことになる。

科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会
学術研究の大型プロジェクトに関する作業部会

平成27年9月14日決定

大規模学術フロンティア促進事業の年次計画の 変更・見直し等の手続きについて

- 本作業部会において平成24年11月に策定し、平成26年1月に改訂をした大規模学術フロンティア促進事業の年次計画について、今後、内容の変更・見直し等について、以下のような対応を行うものとする。

- (1) 内容の変更・見直しについては、その内容に応じ、作業部会における審議事項あるいは報告事項とする。審議事項であるか報告事項であるか不分明であるときは、事務局が作業部会主査に諮ってその取扱いを定める。

(審議事項とされる事項)

- ・ 年次計画上で設定された本作業部会における評価を踏まえて、新たに年次計画を策定または年次計画を変更する場合。
- ・ 事業の進捗状況、予算の変更等を踏まえ、実施主体より年次計画の大幅な変更の申出があった場合。

(報告事項とされる事項)

- ・ 年次計画上の標記の軽微な修正を行う場合。

例： 連携機関の変更による「実施主体」欄の記載の変更
所要経費のうち、年間運用経費の減額があった場合の記載の変更

- (2) 年次計画の変更・見直し等の審議については、おおむね年1回程度行うものとする。